

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準（抜粋）

項 目		基 準
1	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと
	水銀又はその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム以下
2	カドミウム又はその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム 0.3 ミリグラム以下
3	鉛又はその化合物	検液 1 リットルにつき鉛 0.3 ミリグラム以下
4	有機りん化合物	検液 1 リットルにつき有機りん化合物 1 ミリグラム以下
5	六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき六価クロム 1.5 ミリグラム以下
6	ひ素又はその化合物	検液 1 リットルにつきひ素 0.3 ミリグラム以下
7	シアン化合物	検液 1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム以下
8	ポリ塩化ビフェニル	検液 1 リットルにつきポリ塩化ビフェニル 0.003 ミリグラム以下
9	トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつきトリクロロエチレン 0.3 ミリグラム以下
10	テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつきテトラクロロエチレン 0.1 ミリグラム以下
11	ジクロロメタン	検液 1 リットルにつきジクロロメタン 0.2 ミリグラム以下
12	四塩化炭素	検液 1 リットルにつき四塩化炭素 0.02 ミリグラム以下
13	1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1,2-ジクロロエタン 0.04 ミリグラム以下
14	1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 1,1-ジクロロエチレン 0.2 ミリグラム以下
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 ミリグラム以下
16	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1,1,1-トリクロロエタン 3 ミリグラム以下
17	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1,1,2-トリクロロエタン 0.06 ミリグラム以下
18	1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 1,3-ジクロロプロペン 0.02 ミリグラム以下
19	チウラム	検液 1 リットルにつきチウラム 0.06 ミリグラム以下
20	シマジン	検液 1 リットルにつきシマジン 0.03 ミリグラム以下
21	チオベンカルブ	検液 1 リットルにつきチオベンカルブ 0.2 ミリグラム以下
22	ベンゼン	検液 1 リットルにつきベンゼン 0.1 ミリグラム以下
23	セレン又はその化合物	検液 1 リットルにつきセレン又はその化合物 0.3 ミリグラム以下
24	ダイオキシン類	試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム以下